墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第１条による一部改正（墨田区長等の給料等に関する条例（昭和２２年墨田区条例第７号））

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>第７条　期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１５３．５、１２月に支給する場合においては１００分の１３７．５を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑶　〔略〕
２・３　〔略〕
附　則
この条例は、公布の日から、これを施行し、昭和２２年５月３日以後の給与についてこれを準用する。
別表１
<table><tr><th>職　名</th><th>給　料　月　額</th></tr><tr><td>区　長</td><td>１，１３５，０００円</td></tr><tr><td>副区長</td><td>９１５，０００円</td></tr></table></td><td>第７条　期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月及び１２月に支給する場合においては１００分の１５３．５を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑶　〔略〕
２・３　〔略〕
附　則
１　〔同左〕
２　平成２１年６月に支給する期末手当に関する第７条第１項の規定の適用については、同項中「及び１２月」とあるのは、「に支給する場合においては１００分の１４７．５、１２月」とする。
別表１
<table><tr><th>職　名</th><th>給　料　月　額</th></tr><tr><td>区　長</td><td>１，１３９，０００円</td></tr><tr><td>副区長</td><td>９１８，０００円</td></tr></table></td></tr>
</table>

第２条による一部改正（墨田区長等の給料等に関する条例）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>第１条による改正後</th></tr>
<tr><td>第７条　期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月及び１２月に支給する場合においては１００分の１４５．５を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑶　〔略〕
２・３　〔略〕</td><td>第７条　期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１５３．５、１２月に支給する場合においては１００分の１３７．５を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑶　〔略〕
２・３　〔略〕</td></tr>
</table>

付　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定（別表１の改正規定を除く。）　公布の日

⑵　第１条中別表１の改正規定　平成２２年１２月１日

⑶　第２条の規定　平成２３年４月１日